



令和 6 年度一宮町低所得世帯支援金給付事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 28 日

一宮町長

馬淵昌之

一宮町告示第43号

令和 6 年度一宮町低所得世帯支援金給付事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）支給事務実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）に盛り込まれた令和 6 年度における新たに住民税非課税等になる世帯への給付金を低所得者支援として実施する、低所得世帯支援金給付事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 一宮町低所得世帯支援給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）（以下「価格高騰重点支援給付金」という。）は、前条の目的を達するために、本町によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 価格高騰重点支援給付金の支給対象者は、令和 6 年 6 月 3 日（以下

「基準日」という。)において、本町の(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記録されている者であって、令和6年度分の市町村民税均等割が非課税となった世帯(同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和6年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯)の世帯主、又は同一世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和6年度分の市町村民税の所得割を課されていない世帯(住民税非課税世帯を除く。)の世帯主とする。

ただし、令和5年度一宮町低所得世帯支援金給付事業(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付))支給事務実施要綱(令和5年一宮町告示29号)及び、一宮町低所得世帯支援金給付事業(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金住民税均等割のみ課税世帯)支給事務実施要綱(令和6年一宮町告示第9号)の対象世帯の世帯主を除く。

ただし、次の各号のいずれかに該当する世帯を除く。

- (1) この項本文に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯(当該者が本号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。)
 - (2) 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し価格高騰重点支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税の均等割が課される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税の均等割が課されていない者を含む世帯は、同項の支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により、価格高騰重点支援給付金の支給金額は、1世帯あたり10万円とする。

(受給権者)

第5条 価格高騰重点支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者。）とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者に対する住所要件の取扱いについては、国の方針に準ずる。

(支給の方式)

第6条 価格高騰重点支援給付金の支給を受けようとする者は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（別紙第1号様式）により、申請するものとする。

2 確認書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が確認書を郵送により本町に提出し、本町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が確認書を本町の窓口に提出し、本町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が確認書を郵送により、又は本町の窓口において本町に提出し、本町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、価格高騰重点支援給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であるこ

とを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族
- (3) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (4) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が価格高騰重点支援給付金の確認書の提出をするときは、確認書の代理人欄への記載を行う。また、この場合、町長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町長は、代理人が第1項第1号の者にあっては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあっては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 価格高騰重点支援給付金の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和6年10月15日とする。

(支給の決定)

第9条 町長は、第6条第2項の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し価格高騰重点支援給付金を支給する。

(価格高騰重点支援給付金の支給等に関する周知等)

第10条 町長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住

民への周知を行う。

(申請が行われなかつた場合等の取扱い)

第 11 条 町長が前条の規定による周知を行つたにもかかわらず、支給対象者から第 8 条第 2 項の確認書の申請期限までに第 6 条第 2 項の規定による申請が行われなかつた場合、支給対象者が価格高騰重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第 9 条の規定による確認書を受理した後、又は、支給決定を行つた後、確認書等の不備による振込不能等があり、本町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 12 条 町長は、偽りその他不正の手段により価格高騰重点支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行つた価格高騰重点支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 価格高騰重点支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

